

米国による韓国製DRAMダンピング

(パネル報告 WT/DS99/R, 提出日:1999年1月29日 採択日:1999年3月19日)

【事実の概要】

1992年4月22日に米国・マイクロン社は、韓国製DRAMがダンピングされているとしてアンチ・ダンピング(AD)提訴を行い、それを受けて米国商務省は、1993年5月10日に対象産品に対してAD税賦課決定を通告した。その後、次のように毎年年度レビュー(見直し)が行われた。

(1) 第1回年度レビュー

1994年6月15日に商務省は韓国製DRAMに対して第1回目の年度レビューを開始し、レビュー対象期間中にダンピングはなかった旨の最終結果を1996年5月6日に発表した。

(2) 第2回年度レビュー

1995年6月15日に商務省は第2回目の年度レビューを開始し、レビュー対象期間中にダンピングはなかった旨の最終結果を1997年1月7日に発表した。

(3) 第3回年度レビュー

1996年6月25日から、商務省は第3回目の年度レビューを開始すると同時に、韓国メーカーの請求を受けて、商務省規則353.25(a)(2)に基づいてAD税の撤廃の審査を始めた。1997年7月24日に商務省は、AD税賦課決定を撤廃しない旨の決定を行ったが、同時に韓国メーカーがレビュー対象期間中にダンピングを行っていないと認定した。

商務省規則353.25(a)(2)は次の通り。「商務長官は次の条件を満たす場合に、AD税を撤廃することができる。(1)3年間連続して外国市場価額以下でない価格で当該商品を販売したこと。(2)当該輸出業者が将来外国市場価額以下で商品を販売することがありそうもないこと (It is not likely that those persons will in the future sell the

merchandize at less than foreign market value)。(3)・・・。」

第3回年次レビューの認定後、韓国政府は1997年8月14日に米国政府のAD税不撤廃の措置に関してWTOでの協議を求めた。両国間で協議が行われたが合意に達せず、韓国政府は11月6日に小委員会の設置を要請し、1998年1月16日に小委員会が設置された。

韓国政府は、米国政府の措置がガット1.6条、10条、またAD協定2条、3条、5条、8条、11.1条、11.2条に違反すると主張した。また小委員会が米国政府に対して、①AD税賦課決定の撤廃、②AD税賦課決定におけるデ・ミニマス審査基準の変更、③ダンピングの再発が「ありそうもない (not likely)」とする基準の撤廃、またはAD協定11条のAD税撤廃スキームへの合致を提案するよう要請した。

【報告要旨】

小委員会報告は、大きく先決的抗弁の部分と米国政府のダンピング防止手続に関する本案の部分に分かれる。

1. 先決的抗弁

(1) 米国政府が主張した先決的抗弁は次の通りであった。

- ①AD協定1条、2条、3条、17条に関する主張は韓国政府からの協議要請に言及されておらず、それゆえにこれらの主張は韓国政府によって適法に小委員会に申立てられていない。
- ②AD協定1条についての主張は小委員会設置要請ではなく、それゆえに適法に韓国政府によって小委員会に申立てられていない。
- ③AD協定2条、3条、18.4条に基づく、製品の範囲の範囲に関する主張はAD協定の対象外である。

(2) 以上の点に関する小委員会の判断は次の通り。

- ・韓国政府は、AD協定1条および17.6条に関する申立てを行っていない。
- ・米国政府は、AD協定2.1条、2.2条、2.2.1.1条および3.1条に関する

先決的抗弁を撤回した。

- ・したがって、小委員会が先決的抗弁として判断すべき点は、対象産品に関するAD協定2条、3条の請求である。
- ・AD協定18.3は、「・・・この協定は、調査及び既存の措置の見直しであって、各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日以後に行われる申請に基づいて開始されるものについて適用する。」と規定する。
- ・1993年命令の対象産品決定は、第3回レビューの対象であったかどうかの問題である。AD協定9.3.1条のAD税額算定手続は、18.3条の調査であると考えてよい。
- ・第3回レビューでは、1993年AD税賦課決定の対象産品の範囲決定自体は審査の対象になっておらず、それゆえに1993年AD税賦課決定の対象産品の範囲決定は、18.3条の対象ではない。

2. 本案

(1) 商務省規則353.25(a)(2)(ii)及び(iii)とAD協定11.2

規定]

- ・AD協定11.2：当局は、ダンピング防止税の賦課を継続することの必要性につき、正当な理由がある場合には、自己の発意に基づいて又は、・・・見直しの必要性を裏付ける実証的な情報を提供する利害関係を有する者の要請に基づいて、見直しを行う。利害関係を有する者は、ダンピング防止税の賦課を継続することがダンピングを相殺するために必要であるかないか若しくはその額が変更された場合に損害が存続し若しくは再発する可能性があるかないか・・・について検討することを当局に要請する権利を有する。当局は、この11.2の規定に基づく見直しの結果、ダンピング防止税を維持する正当な理由がないと決定する場合には、直ちにダンピング防止税を撤廃する。
- ・「ダンピング防止税の賦課を継続することがダンピングを相殺するために必要であるかどうか」について。
 - ①AD協定11.2の文章は現在形である。
 - ②ダンピングについては、損害の場合とは異なり再発の有無に触れていない。
 - ③「継続」とあることは現在の必要性だけではなく、将来の必要性も判断する。

- ・したがって、現在ダンピングがない場合に直ちにAD税賦課が正当化されないということではない。

- ・またAD協定11.3条は、「いかなる確定的なダンピング防止税も、その賦課の日、11.2の規定に基づく最新の見直しの日・・・又はこの11.3の規定に基づく最新の見直しの日から五年以内に撤廃する。・・・ダンピング防止税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性がある」と決定する場合は、この限りではない。」と規定しており、AD税の失効がダンピングの再発に連なる場合を想定している。他方、ダンピングがない場合には直ちにAD税を撤廃しなければならないという韓国政府の主張を採用すると、ダンピングが終息したがAD税が賦課されているという状況を想定できないから、韓国政府の解釈は誤っている。

- ・ダンピングは過去の調査に基づいて将来のダンピングに課税できる制度である。したがって、明文の規定がない限り、加盟国がAD税賦課決定後にダンピングが終了するや否やAD税を撤廃することが義務づけられているわけではない。

(2) 米国商務省規則353.25(a)(2)のダンピングの再発が「ありそうもは、AD協定11.2条の「ありそうである」との基準に抵触するか。

- ・「ありそうである」と「ありそうもない」は同じではない。ダンピングをすることが「ありそうもないとはいえない」と判断しながら、ダンピングをすることが「ありそうである」と判断しないことも可能である。後者の方が確率が高く、米国商務省規則の「ありそうもない」との基準はAD協定11.2条に反する。

- ・米国商務省規則353.25(a)(2)がAD協定11.2条に違反している以上、当該商務省規則に基づく第3回レビュー結果も、AD協定11.2条に違反する。

(3) 職権によるレビューの不存在とAD協定11.2条

- ・3年間のダンピングの不存在だけによってAD税賦課が撤廃されるのではなく、AD税賦課の撤廃については、ダンピングの再発可能性の判断も必要である以上、単に3年間ダンピングがなかったことをもって職権によるレビューが義務づけられていることにはならない。

- ・国際貿易委員会が職権で損害見直しができないことを韓国政府は問題にしたが、それは事実誤認である。

(4) AD協定2. 2. 1. 1条

- ・米国政府が、賦課対象企業が提出した Flamm 研究 (Flamm 博士の経済分析) 中のコストデータを無視してAD協定2. 2. 1. 1条に違反したという韓国政府の申立てについては、韓国政府が申し立てている Flamm 研究は外部のコンサルタントが作成したもので、AD協定2. 2. 1. 1条の「輸出者又は生産者が保有している記録」ではなく、米国政府が生産費の算定に用いなければならないものではない。また仮にそれが同条によって輸出国が受け入れなければならない記録だと解しても、商務省はそれが「疑わし前提」に基づくものだと判断した以上、この判断がDRAMの生産費用を妥当に反映したものではないことを、韓国政府は一応 (prima facie) 立証しなければならないが、その立証は行われていない。このように韓国政府が一応の立証を行っていないことは、対象企業の1996年の費用データを商務省が「一般的に認められている会計原則に従っていない」として拒否した点に関する主張についても、同様に当てはまる。

(5) AD協定6. 6条

- ・AD協定6. 6条は、「・・・利害関係を有する者が提供した情報であつて、自己が行う認定の根拠とするものの正確さについて、調査の過程において十分に確認する。」と規定する。
- ・米国政府がAD協定6. 6条上の義務を怠ったかどうかについて、韓国政府は一応 (prima facie) の立証をしていない。

(6) デ・ミニマス基準—AD協定5. 8条

- ・AD協定9. 3条の定めるAD税額の算定手続において米国政府はデ・ミニマス基準として0. 5パーセントを設定しており、デ・ミニマス基準2パーセントを定めるAD協定5. 8に違反するか。
- ・問題は、AD協定5. 8条の基準がAD税額の算定手続に適用されるかである。
- ・AD協定5. 8条は、AD申請が却下されるべき条件及び調査が打ち切られるべき状況を規定し、そこでの「事案」は申請及び調査を指し、AD協定9. 3条のAD税額算定

手続をさすものではない。

- ・ AD協定注22（11.3条について）は、「ダンピング防止税の額を遡及して確定する場合には、9.3.1に定める最新の確定のための手続においてダンピング防止税を課さないと認定することは、それ自体、当局に対して確定的なダンピング防止税の撤廃を求めるものではない。」と規定する。
- ・ この注によれば、AD税額算定手続でダンピング・マージンがゼロであるという認定が行われても、AD税の即時撤廃をしなければならないということではない。

（7）ガット1994に基づく主張

- ・ 小委員会は紛争における争点（matter in issue）を解決するために必要な主張について判断すればよいのであり、商務省規則AD協定353.25（a）（2）（ii）およびそれに基づく第3回レビュー結果がAD協定11.2条に違反したと判断した以上、米政府の措置のガット1994違反の主張を判断する必要はない。

（8）勧告

- ・ 商務省規則AD協定353.25（a）（2）（ii）およびそれに基づく第3回レビュー結果をAD協定11.2条に整合させるよう勧告する。
- ・ 勧告を実施し得る方法の提案は行わない。

【解説】

1. 本件では、米政府の商務省規則とそれに基づく措置のAD協定不整合性が判断されたが、それは韓国政府が提起した問題の中ではきわめてマイナーな点であった。そのため、米政府は迅速にこの判断に従う旨の意思表示を行い、上級委員会に申立てられずに紛争は終息した。

米政府は、1999年7月26日のDSB会合で8ヶ月以内に勧告を実施する旨を表明し、9月22日に小委員会判断に沿った改正規則を公示し、11月1日から施行した。なお、問題となったDRAMについては1997年5月1日から1998年4月30日までを対象とした第4回レビューでは、第3回までとは違ってダンピング・マージン有りの結果が示された。

本件で重要な論点は、AD税賦課決定後のAD税レビュー（見直し）とAD協定の適用範囲である。

2. 小委員会のAD税レビューの検討は、AD税賦課の意味を明らかにした。本件では、当初のAD税賦課命令後に3度の見直しを行ったが、その都度ダンピングはないと判断され、税額はゼロとなった。韓国政府の主張は、現実にダンピングがない以上、AD税賦課を前提にしたレジームの中にDRAMを置くことは不合理だ、すなわち一旦AD税賦課が決定された後であっても、AD税賦課決定を行うときと同じ状況でなければAD税賦課の撤廃を行うべきだというものであった（「現在のダンピングの有無」、「デ・ミニマス要件の適用」の議論参照）。しかし、小委員会は、AD税賦課決定の要件と、撤廃決定の要件をAD協定は異なるものとしていると判断した。AD税賦課対象企業がAD税のレジームから抜け出すのは、AD税賦課決定を受けるときよりも要件が厳しいという判断である。つまり、AD税賦課決定が出されると5年間はAD税賦課を前提にした「保護観察期間」となり、その間はAD税レジームから容易に抜け出すことはできないという理解である。これはAD協定上のAD税制度をどのように理解するかという問題であり、現行AD協定は小委員会が示したようなAD制度を前提に組立られていると言うほかない。

この理解を突き詰めれば、AD協定の目的の一つは、ダンピングを単純にやめさせることではなく、AD提訴を行う企業がAD税賦課決定を勝ち取ったことに報い、また一度ダンピングを行った企業に一定期間のペナルティを課すことだということになる。AD制度をガットの中で例外的なものだとして、AD制度を否定的に見る論者からは当然このような制度設計には強い批判が出よう。しかし、ダンピング制度を認めていることを前提にすれば、レビューを、たとえば2度やって連続してダンピングがなければAD税レジームが撤廃されるとすると、悪意の輸入者は、とりあえずレビューが2度終わるまではダンピングを止め、AD税レジームを終了させたくて再度ダンピングを始めるという事態も想定される。そうすると被害企業は再び多額の費用を使ってダンピング調査の開始を得る必要が出てくる。

このように考えてくると、レビューでダンピングがない場合には、再度ダンピングが起りうる可能性が的確に判断され、可能性がない場合はAD税賦課が撤廃され、可能性がある場合は引き続いて維持されるという仕組みになっているかどうかが重要だということが分かる。本件で韓国政府が主張したかったことは、もはやダンピングが起こる可能性が

ないにもかかわらず、米国政府が恣意的に対象産品であるDRAMをAD税レジームに置いているということである。

現在のAD協定には、「ダンピング防止税の賦課を継続すること」（AD協定11.2）、すなわちAD税レジームにとどめることの必要性をどのように客観的に担保するかが規定されていない。その点を確保するためには、まず第1に、現行のAD協定では小委員会が説くように、損害については再発可能性の判断が必要となるが、他方ダンピングの場合は単に必要性の判断で足り、必要性の根拠についてはレビュー機関の裁量に委ねられているという仕組みが改められるべきであろう。つまり損害と同様に、レビューにおいては、ダンピングの再発可能性の有無の判断が必要だとすべきである。さらにそのうえで、先に挙げた例では輸入者の悪意がダンピング再発の決め手のように記したが、実際の取引ではダンピングやそれに起因する損害の発生の有無は市場の状況に大きく依存し、客観的な経済状況に左右されるものである。したがって、対象産品をAD税レジームにとどめることの必要性の有無を判断する客観的な基準をAD協定に盛り込むことが、レビュー制度を有効な制度たらしむための途であろう。

この観点からは小委員会判断に一定の評価が可能である。すなわち、小委員会は一見マイナーな点について米国政府の協定違反を判断したと理解されるが、小委員会が指示した文言の変更によって立証責任が転換しうると考えられる点、そして米国政府のAD税レジーム維持についての裁量の範囲がより狭く限定された点には注意を払うべきであろう。

3. 本件で問題となったAD税賦課決定は、現行AD協定の効力発生前に行われており、韓国政府の主張は発効前のAD税賦課決定の瑕疵を現行のAD協定18.3.2を根拠に問題にするようにも受け取れた。小委員会は、発効前の既存の措置であってもその見直し等に限って現行AD協定が適用されるということだとAD協定18.3.2条を正しく解釈したうえで、韓国政府の主張をそれに見合う形で構成して判断した。AD協定18.3.2を無制限に拡張しないことを明確に示した点も本判断の意義の一つと言えよう。

（小寺 彰）